

# 東京リコーダー教育研究会規約

(昭和48年10月26日制定)

(昭和49年12月12日改訂)

(昭和51年5月9日改訂)

(昭和54年4月21日改訂)

(昭和61年6月21日改訂)

(平成8年6月15日改訂)

(平成14年7月6日改訂)

(平成23年8月20日改訂)

## § 第1章 総則 §

- 第1条 (名称) 本会は、東京リコーダー教育研究会 (Tokyo Recorder Seminar=略称T. R. Sとする。)
- 第2条 (所在) 本会の事務局は、会長の指示するところとする。

## § 第2章 目的及び事業 §

- 第3条 (目的) 本会は、リコーダーの演奏と指導に関する研究を推進し、リコーダー音楽の普及発展をはかると共に、リコーダーに関する作品の開発と、国内及び国外の研究家相互の交流・親睦を図ることを目的とする。
- 第4条 (事業) 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. リコーダーに関する講習会、研究会、及び演奏会、コンクールなどの開催
  2. リコーダーに関する作品の募集や発表会の開催
  3. 会報などの発行による資料の紹介や情報の交換
  4. 会員相互のまたは他の研究団体・研究家相互の交流親睦の企画
  5. その他必要と認めた事業

## § 第3章 会員 §

- 第5条 (登録) 本会の会員は、リコーダーを愛好するもので、所定の手続きを経て登録したものとする

## § 第4章 役員 §

- 第6条（構成） 本会に次の役員を置く。
1. 顧問・・・・・・・・・・1名
  2. 名誉会長・・・・・・・・・・1名
  3. 会長・・・・・・・・・・1名
  4. 副会長・・・・・・・・・・2名
  5. 事務局長・・・・・・・・・・1名
  6. 役員・・・・・・・・・・若干名
  7. 監事・・・・・・・・・・2名

- 第7条（任務） 役員の仕事は次の通りとする。
1. 会長は、本会を代表し統轄する。
  2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故または欠けたとき、その職務を代理し、またはその職務を行う。
  3. 役員は、役員会を組織し、諸案の審議・議決・運営に当たる。
  4. 監事は、会計を監査し、総会に報告する。

- 第8条（選任） 役員を選任は次の通りとする。
1. 会長は、役員会で推挙し、総会で承認する。
  2. 副会長は、会長を含む役員会で推挙し、総会で承認する。
  3. 役員は、会員の中から若干名を選出する。選出方法は当分の間、役員会で推挙し、総会で承認する。なお、役員会の同意を得て会長が委嘱する事もできる。
  4. 事務局・会計は、役員会で互選する。
  5. 監事は、役員会で推挙して会長から委嘱し、総会で承認する。

第9条（任期） 役員の仕事は、2ヶ年とし、再選を妨げない。

第10条 本会に、顧問・参与・及び賛助会員をおくことができる。

第11条 顧問・名誉会長・参与・及び賛助会員は役員会で推挙し、総会に報告する。

## § 第5章 会議 §

第12条（種類） 会議は、総会、役員会とする。

第13条（内容） 総会は、毎年1回会長が招集する。役員会または総会で過半数の要望があつたときは、臨時総会を開くことができる。  
役員会は必要に応じて随時、会長が招集する。

- 第14条（議事）
1. 総会に付議する事項は次の通りとする。
    - (1) 事業報告及び計画に関する件
    - (2) 予算及び決算に関する件
    - (3) 役員選任に関する件
    - (4) 規約の変更に関する件
    - (5) その他重要な事項
  2. 役員会に付議する事項は次の通りとする。
    - (1) 事業の企画と遂行に関する件
    - (2) 会計に関する件
    - (3) 規約・細則等に関する件
    - (4) 会員・役員・顧問・参与及び賛助会員に関する件
    - (5) 交流・親睦・その他必要な事項に関する件

## § 第6章 会計 §

- 第15条（経費） 本会の経費は、会費・助成金・賛助会費等を充てる。  
会費は、年額3500円とする。  
会費の納入は、毎年4月末日までに現金封筒で払い込むことを原則とする。  
賛助会員は、別に定めた所による。
- 第16条（年度） 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。 なお、会員資格は会計年度に一致する。

## § 付則 §

- 1 本規約の実施に必要な細則は別に定める所による。
- 2 退会または一時休会しようとするときは、書面を以て届け出るものとする。
- 3 本会は、全日本リコーダー教育研究会に所属する。
- 4 別に作成する会員名簿の記載事項に変更のある時は、速やかに本部に届け出る。
- 5 本規約は、平成14年7月6日より発行する。

東京リコーダー教育研究会事務局所在地

江東区立香取小学校 （井戸 正利）

〒136-0071 江東区亀戸4-26-22